

平成27年1月22日

於 教育委員会室

平成27年1月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成27年1月大和市教育委員会定例会

○平成27年1月22日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	鈴木勝雄
2番	委員	石川創一
3番	教育長	柿本隆夫
4番	委員	篠田優里
5番	委員	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長	坂本滝男	こども部長	小山郁夫
文化スポーツ部長	金子正美	教育総務課長	齋藤園子
学校教育課長	犬塚克徳	保健給食課長	齋藤喜久夫
指導室長	久津間仁	教育研究所長	深谷美紀
青少年相談室長	沼尻港	こども・青少年課長	村澤正弘
文化振興課長	秋山伸一	生涯学習センター館長	山崎浩
図書館長	桜井真澄		

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛田幸人	教育総務課 政策調整 担当主査	瀬古直之
-----------------------	------	-----------------------	------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
  - 日程第 1（議案第1号） 大和市いじめ防止基本方針について
  - 日程第 2（議案第2号） 大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 3（議案第3号） 大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案の意見聴取について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

○青 蔭 ただいまから、教育委員会1月定例会を開会いたします。  
委員長 会議時間は、正午までといたします。  
前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。  
今会の署名委員は2番石川委員、3番柿本委員、それぞれよろしくお願  
いいたします。

続きまして、教育長からの報告を求めます。

○柿 本 昨年末、12月26日には金子文化スポーツ部長とともに教育関係施設  
教育長 に年末のご挨拶に回りました。生涯学習センターや学校給食共同調理場、  
図書館など12か所です。1年間のお礼とともに新年からのご協力をお願  
いしました。

新年を迎えまして、1月6日にはスポーツセンターで大和市の賀詞交歓  
会が催されました。PTAの役員の方やスポーツ関係団体の皆様など、多  
数の関係者の方においでいただき、新年のご挨拶をお伝えするとともに、  
情報交換も行うことができ、有意義な時間となりました。当日の参加者は  
650人と伺っております。

1月11日の日曜日には新春恒例の行事である大和市駅伝競走大会と消  
防出初式に出席いたしました。駅伝は170チームの参加を得て、今年も  
盛り上がりました。中学生チームの参加も多く、世代を超えて力走する姿  
が心を打ちました。

消防出初式は引地台公園で行われました。防災への意識が市民の皆様にも  
浸透しているからか、例年よりも参加者が多いとのことでした。

1月12日の成人の日には、1,637人の新成人が参加して成人式が  
行われました。今年も実行委員会を中心としての企画・運営であり、新成  
人に配布したパンフレット一つをとってみても、若者らしい工夫に満ちた  
ものでした。

1月15日には学力向上推進プロジェクト委員会を開催し、学力向上に  
向けての取組について、校長も含めた委員と具体的にお話をすることがで  
きました。

1月18日には、大和市手をつなぐ育成会主催の新成人を祝う会、卒業を祝う会に出席し、お祝いを述べさせていただきました。障害をお持ちの方が笑顔で暮らせる社会づくりの必要性を感じた次第でございます。

以上で、前月定例会以降の報告を終わります。引き続き、次回定例会までの予定について説明いたします。

1月28日水曜日には、社会教育委員と教育委員との懇談を予定しております。子どもを巡る現状と学校教育と社会教育との接続などがその中心話題になると考えております。

1月30日には、大和市学校保健研究協議会が開催されます。小学校と中学校が校種を超えて子ども達の体と健康についての研究と実践に取り組んでおります。参加者の中心は各学校の養護教諭と保健主任の教員です。

1月31日には不登校を考えるフォーラムを渋谷学習センターで開催いたします。本市教育委員会は継続して不登校の解消に向けて取り組んでまいりました。そうした成果を確認するだけでなく、不登校の子ども達をどのように学校や地域で支えるのかということをさまざまなお立場から参加者に考えていただけたらと思っております。

2月に入りまして2日に県央地区の教育長会議が予定されております。

○青 蔭

ただいま教育長の報告が終わりました。

委員長

質疑又はご意見等がありましたら、お願いします。

○鈴 木

大和市駅伝競走大会に行きました。中学生のチームが47チームあって、大和市の中学校からも1校で4チームが出場していましたが、他市の中学生が多く、順位でも他市の方が速かったので、もう少し大和市の駅伝チームも頑張ってもらいたいという印象を受けました。

○石 川

今年の成人式も若い人達の手による明るく楽しい式になったのではないかと思います。以前、大雪の日に式を行ったことがあって、あのときは非常に大変でしたけれども、今回は天気も良く、若者達の明るさが天気と相まってとても良い成人式だったのではないかと思います。

最初、元気な新成人がいて少し心配しましたが、大きな問題はありませんでした。若者が自主的に運営する、素晴らしい成人式だったと感じました。

○篠田 私も成人式に参加いたしました。実行委員の方々の挨拶も立派でした  
委員 し、配布された切り離しができるチケットは、参加しようという思いを高める良い工夫だったと思います。

抽選会では、抽選に当たった方を呼んでいるのですが、恥ずかしいのか皆さんなかなか出てこないという状況が毎年あります。そこで外に出てみると、体育館の外に出ている方もたくさんいらっしゃいます。

抽選会もとても豪華賞品で、皆さん楽しみにしていると思いますが、少しワンパターン化している気もしました。今後、思い出に残る成人式を皆さんで考えてほしいと思います。今後の企画に期待したいと思います。

○鈴木 成人式のことですが、絶好の天候でしたが、会場が少し寒く感じました。  
委員 来年度は暖房が入るとお聞きしましたので、暖かくなると思います。

少しやんちゃな新成人がいるのは毎年のことです。私が感銘を受けたのは中学校の教員が壇上に上がる場面です。ワーッと声が上がって、同窓会のような雰囲気になったのが良かったと思います。

パンフレットも昨年よりバージョンアップしていると思いましたし、和やかないい成人式だったと思います。

○金子 来年の成人式の暖房の件ですが、防衛の補助が確定してから工事着工になることから、1月12日まで間に合わない予定です。

部長 工事期間中ではありますが、12日に成人式が行えるよう、工程の中で会場は確保しておりますが、暖房につきましては、申し訳ありませんが間に合わないということでご了承ください。

○鈴木 分かりました。

委員

○青蔭 他の委員はよろしいでしょうか。

委員長□ 他にないようですので、教育長の報告に対する質疑を終了いたします。

#### ◎議 事

○青蔭 それでは、議事に入ります。

委員長 日程第1（議案第1）「大和市いじめ防止基本方針について」を議題といたします。

細部説明をお願いします。久津間指導室長。

○久津間 本市では、これまでに平成20年10月の「大和市ストップいじめ宣言」及び平成24年度に策定した「大和市学校教育基本計画」などにより、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決に向けた取組を行ってきました。

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、国と学校に対していじめ防止基本方針の策定が義務づけられ、本市の小・中学校では平成26年4月までに学校の基本方針を策定しています。

地方に対しては、法では基本方針の策定に努めることとされております。そこで、より総合的かつ効果的ないじめ防止対策を進めるために、国や県の方針を参酌し、大和市いじめ防止基本方針を策定するものです。

方針は、「Ⅰ. 基本的な考え方」「Ⅱ. 基本的施策」「Ⅲ. 重大事態への対処」「Ⅳ. いじめの防止等を推進する体制」の四つの柱から成り立っています。

「Ⅰ. 基本的な考え方」では、児童・生徒が一定の人間関係にある他の児童・生徒から心理的、物理的な影響を受ける行為で、心身の苦痛を感じているものをいじめと定義しました。

次にいじめに対する基本認識として、いじめを道徳の問題や犯罪として捉えるだけでなく、人権教育の側面からも指導していく必要があることを示しております。また、いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為であるなど、6項目の基本認識を掲げました。

また、いじめ対策の基本理念として、いじめを社会全体で取り組むべき課題であることを示すとともに、個人の存在はかけがえのない大切なものであることを伝え、自他を尊重する心を育む教育活動の充実に向けて取り組むことなど、5つの基本理念を掲げました。

最後に、いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方として、未然防止、早期発見、早期対応、早期解決に区分し、学校、家庭、地域など、そ

れぞれが果たす役割を明確にしました。

「Ⅱ. 基本的施策」では、いじめ防止策の基本的な考え方に基づく具体的な施策や取組を実施主体ごとに記載してあります。初めに市教育委員会が実施する施策についてです。

いじめ防止対策の推進に必要な財政上の措置等としては、児童支援中核教諭の配置などを示しました。

未然防止の取組として、子どもだけでなく、社会全体でもいじめの未然防止の意識を共有するため、いじめ・不登校を考えるフォーラムや、いじめ防止ポスターコンクールを実施すること、あるいは子どもを主体とした未然防止の取組を推進することなど8項目を掲げました。そのほか早期発見、早期対応、早期解決に向けた取組として、合わせて15項目を示しました。

学校が実施する取組としては、学校いじめ防止基本方針の策定や、子ども同士が互いの良いところを紹介しあうなど、互いを認め合う雰囲気をつくるとともに、子ども一人ひとりの居場所がある学校づくりに取り組むなど、21項目を掲げました。

「Ⅲ. 重大事態への対処」については、自殺を企図するなど、いじめを重大事態として取り扱う際の基準を定めるとともに、重大事態が発生した場合の具体的な対応を定めています。

その際の教育委員会または学校による対処として、重大事態の発生を教育委員会経由で市長へ報告することや、事実関係を明確にするための調査の実施、いじめを受けた子どもとその保護者への情報提供などについて示しています。

また、市長による再調査については、教育委員会または学校が実施した調査について市長が必要に応じて再調査を実施し、結果を議会へ報告することや再調査の結果を踏まえた必要な措置の実施について示しています。

「Ⅳ. いじめの防止等を推進する体制」では、いじめの防止や対処、関係機関との連携、重大事態の調査等に向けて、必要な組織の設置について示しております。

具体的には、1、学校におけるいじめ防止等のための組織、2、いじめ

問題対策連絡協議会、3、いじめ問題対策調査会、4、いじめ問題再調査会です。

学校におけるいじめ防止等のための組織は、学校現場においていじめ防止やいじめ事案に適確に対処するための組織で、法の第22条に基づき管理職、生徒指導担当教諭、児童支援中核教諭、内容により相談員やスクールカウンセラーによって組織されます。

いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止に関する関係機関相互の連絡調整や情報共有、協議などを行う組織で、これまでも行ってきた児童生徒指導担当者会や生徒指導連絡協議会などの機能をこの会にて担います。各学校の生徒指導担当や児童支援中核教諭、児童相談所、警察などによって組織します。

いじめ問題対策調査会は、いじめ防止対策のあり方や実効性を高めるための調査研究と、学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うための組織であり、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者、神奈川県教育委員会職員、児童及び生徒の保護者、小中学校長で構成します。

市のいじめ防止対策のあり方やその実効性を高めるための協議や調査研究を定例で年2回行うとともに、重大事態発生時には事実関係を明確にするための調査を行います。

いじめ問題再調査会は、教育委員会や学校が行った重大事態の調査結果について、法の定めにより市長がさらに調査が必要と認めた場合に再調査を行う機関です。委員は弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者、その他市長が必要と認めた者で組織します。

いじめ問題対策調査会及びいじめ問題再調査会については、大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正により新たな附属機関として設置する予定で、この後の議案にて審議していただきます。

また、いじめ防止基本方針の策定にあたっては、12月1日から1月5日までの期間に市のホームページ等によりパブリックコメントの手続きを行いました。意見などの提出はございませんでしたので、申し添えます。

○青 蔭 　　ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、委員長□ よろしく申し上げます。

- 鈴木 最初に、この基本方針はどのような経緯で策定されたのか説明してください。  
委員
- 久津間 先ほども説明いたしましたが、いじめ防止対策推進法が制定され、いじめ  
指導室長 めの総合的な対策やそのための組織、さらに重大事態が起きた場合の対処等について学校、国、地方公共団体がその方針を定めるよう求められています。特に国と学校においては策定が義務付けられており、本市の学校においても今年度の4月までに策定をしております。
- 地方公共団体については努力義務とされておりますが、神奈川県が昨年4月に策定しており、大和市においても同様の対応を行うべきものであると考え、国及び県の防止基本方針を参酌して、本方針を策定するものです。
- 鈴木 私自身、県のいじめ防止基本方針の策定に委員として関わりましたが、  
委員 本市の方針については、策定に当たってそのような委員会を設置したのでしょうか。
- 久津間 本市においては、教育委員会の事務局が中心となって、神奈川県教育委  
指導室長 員会の指導等も受けながら策定しております。
- 鈴木 この方針の範囲は、大和市立小中学校でよろしいのですか。  
委員
- 久津間 そのとおりです。  
指導室長
- 鈴木 私立学校は方針の対象には入らないということですか。  
委員
- 久津間 私立学校については神奈川県の方で別に動きをつくっております。本市  
指導室長 の方針は、大和市立の小中学校を対象としております。
- 鈴木 小中学校では、既にいじめ防止基本方針を策定していますが、市の方針  
委員 の周知と、学校の方針との整合をどのように図るのかお聞きします。
- 久津間 市の方針については、本日承認をいただきましたら、学校に周知しま  
指導室長 ず。学校では昨年4月に策定が終っておりますが、各学校では市の方針に基づき校内で協議し、学校の方針の見直しを行っていく予定です。
- 鈴木 学校の方針をホームページに掲載している学校としていない学校があり

委員 ます。保護者への周知を図るためには、全校でホームページに掲載した方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

○久津間 学校にはホームページか学校便りで広報するように指導しております。

指導室長□ このため、どちらかの方法で保護者に周知を行っているという状況です。

○鈴木 委員 次の議案にも関連しますが、いじめ問題対策調査会の構成員については、弁護士、医師、臨床心理士の順で記載されていますが、記載する順番は検討されたのでしょうか。

○久津間 さまざまな資料を参酌して検討いたしました。

指導室長□

○石川 委員 本市のいじめ防止基本方針を作成したことは、評価をしたいと思っております。今、鈴木委員から指摘があったような細かい部分については、条例案との整合を図る必要があるのではないかとも思いますが、全体として方針の内容は非常に良くできていると考えています。

先ほど学校の方針との整合性についての質問がございましたが、学校は先にできていて、大和市が後から策定した形になりますので、整合を図らなければいけないと思いました。

それから、重大事態への対処ということが新しい概念として定められました。いじめの未然防止、早期発見、早期対応については今までも取り組んできましたが、重大事態への対処が新たに加わったことで、特に調査に関してはシビアな部分がでてくるのではないかと思います。調査組織については、いじめ問題対策調査会と市長部局のいじめ問題再調査会の構成員が共通するのですが、実際に委嘱するのは別々の人ということでしょうか。

○久津間 役職は共通しますが、委員になっていただく方は別の方となります。

指導室長

○石川 委員 そうすると、そのことについての文章を入れておいた方がいいと思います。いじめ問題再調査会については、第三者機関的な意味合いを持っているので、いじめ問題対策調査会といじめ問題再調査会の委員は、別の方にするということを明確にした方が良いでしょう。

○久津間 ご指摘のとおり、それぞれ違う方たちを委員として委嘱していきたいと



- 久津間 指導室長 今回のいじめ防止基本方針では、私どもとしては未然防止という点に力を注ぎたいと考えております。未然防止がまずあって、その中で残念ながら事態が起きたときには早期対応・早期解決の動きをしていくことを基本方針として掲げております。
- 篠田 委員 分かりました。
- 青蔭 委員長 あまりにも学校、学校と書いておりますので、家庭も含めるという考えも必要だと思います。
- 篠田 委員 今回の基本方針は、学校については大和市立の小・中学校が対象ですが、市民に対しての基本方針でもあると考えています。
- 久津間 指導室長 市の基本方針ですので、もちろん市民に対しても周知を図ってまいります。
- 篠田 委員 市民がこれを見たときに、全て学校が対応してくれると思ってしまわないかという懸念があります。
- 久津間 指導室長 いじめ防止対策推進法は、大津市の事件等を受けて制定された経緯から、主に学校や行政の対応について規定しており、本市の方針もそれを受けた内容となっております。もちろんいじめについては基本理念等で多くの大人たちが見守っていくことが大切だと示しておりますので、そういった部分の認識を高めていくことは必要だと考えております。
- 柿本 教育長 いじめの問題は本市でもずっと取り組んでいて、本市が先駆けて無記名でのアンケートなども実施しております。ただ、いじめの問題は終わりがあるものではなく、学校を中心として、家庭や地域も含めた中で、大人がしっかりと取り組まなければならない問題であると思っております。
- 今回の基本方針でございますが、あくまでも基本方針ですので、全てを盛り込むことは難しいと考えております。ただ、この基本方針の中で特にお示ししたいのは、未然防止・早期発見という現場の姿勢です。そこにまず教育の根幹があるだろうと思っております。
- もう1つ特徴的なのは、行政サイドが組織的にするべきことを明示したということです。今までいじめの対応については現場サイドが中心となっていました。新たに教育委員会の附属機関としていじめ問題対策調査会

を設置して、いじめに対する調査・検討を行うこととしました。また、重大事態が発生した場合に、原因や事実等がはっきりしない場合は市長部局に再調査のための組織を置くということも示しております。これは、行政側の取るべき責任を示した内容となっております。学校現場と行政が、地域、市民、保護者を巻き込んで、大きな動きを作りながらこの基本方針に取り組んでいきたいと考えております。

実際にはこの方針を策定した後の運用が重要だと思います。どれだけ子ども達に対していじめの啓発をし、そして予防ができるかということが大事ではないかと思っております。

○石川委員 今お話を伺っていて、この方針は学校におけるいじめの防止という意味合いが非常に強い気がします。ただ、学校間を超えた子ども達のグループの中でいじめが起きることもあります。このため、市民への周知においては、学校だけでなく塾などで起こるいじめも念頭に置く必要がありますが、この方針では、そこまでは網羅できていない気がします。

そういう意味で、今後もう少し範囲を広めていくような考え方をとっていく必要があると思っております。

○久津間指導室長 校中心の方針となっていることは否めない点だと思います。今後、協議会等を開催してまいりますので、ご指摘の点についても検討してまいりたいと考えております。

○柿本教育長 補足ですが、新しく設置する組織の中にいじめ問題対策連絡協議会がございます。先ほども説明がございましたが、今まで生徒指導担当者を中心に行っていた会議について、新たな位置づけを与えたものです。参加者を広げて、市内の学校や関係機関が横断的に連携を図り、情報を共有することで、各学校の取組を横でつなぐことや、学校を超えた対策などを行える組織にしていきたいと考えております。これで十分かどうか分かりませんが、ネットを介したいじめや学校間で起きるいじめ、学校を舞台にしているいじめなど、多様ないじめの形を視野に入れながら、協議会の中で対応を図っていききたいと思っております。

○鈴木 パブリックコメントについて、意見がなかったことをどのように評価し

委員 ているのでしょうか。

○坂本 周知の仕方が不十分だったのではないかとということが反省点としては挙げられると思います。

また、このいじめ防止基本方針については、大和市として策定するものですので、大和市が実施することを中心に書かざるを得なかったという点もごさいます。一般の方が第三者的な見方をしてしまった結果、ご意見がなかったのではないかと考えております。

○鈴木 委員 PR不足が一因としてあると思います。もう少し具体的に言うと、いじめがあつたときに、学校に言えばいいのか、担任に言えばいいのか、教育委員会に言えばいいのか、迷ったときにどうしたらよいか明らかにされていないといけないと思っています。

いじめがあることを訴え出る方法として、教育委員への手紙もあるということによろしいですか。

○坂本 教育委員への手紙も一つの重要な方法だと思っております。そのような教育部長 活用の仕方もあると考えております。

○鈴木 委員□ 各学校に対してメールができるシステムがあると思いますので、それも活用できると良いと思います。アドレスを公表しているところとそうでないところがありますが、できれば各学校で受け付けられる体制を検討してほしいと思います。

○坂本 学校間の格差がないように指導してまいりたいと考えています。  
教育部長□

○青蔭 委員長 いずれにいたしましても、これまで我々は自分の経験で物事を測ってきたのですが、今は我々が見聞きしたことがないような犯罪に子ども達が巻き込まれています。我々も感覚を鋭くして、こんなことは起きないだろうとか、こんなふうにならないだろうという先入観は持たないようにして、対応していきたいと思っております。

他にご意見はございますか。

よろしいでしょうか。

他にないようでございますので、質疑を終結いたします。

指摘された点についての文言の整理については、指導室長にお願いした

と思います。これより議案第1号について採決いたします。

本件の原案についてご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭□ 異議なしということで、議案第1号は可決いたしました。

委員長 続きまして、日程第2(議案第2号)と第3(議案第3号)につきましては関連がございますので、一括して審議し、採決をいたします。

それでは、日程第2(議案第2号)「大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」と日程第3(議案第3号)「大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案の意見聴取について」を議題といたします。

細部説明を求めます。久津間指導室長。

○久津間 指導室長□ まず、日程第2(議案第2号)「大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」です。今回の申出は先ほど説明しました大和市いじめ基本方針にて、いじめ防止を推進するための組織である大和市いじめ問題対策調査会を附属機関として新たに設置するため、附属機関設置に関する条例の一部を改正するための申出です。

大和市いじめ問題対策調査会は法に基づき、学校において重大事態が発生した際に教育委員会の諮問を受けて調査審議し、その結果を教育委員会に報告します。

また、平素から市のいじめ基本方針に基づいたいじめ防止のあり方や実効性を高めるための調査研究を行うための組織です。

構成員は弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者、神奈川県教育委員会職員、児童及び生徒の保護者、小中学校長を考えております。

なお、いじめの重大事態の調査を行うにあたっては専門的知識及び経験を有し、いじめの関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者が調査の公平性や中立性を確保しつつ、慎重に調査を進める必要があるため、委員のうち、弁護士、医師、臨床心理士及び学識経験者の4名を専門委員とし、重大事態に関する調査を行っていきます。所管課は教育委員会指導室となります。

条例の改正点についてご説明します。

新設する附属機関の名称は、大和市いじめ問題対策調査会です。

設置目的は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及び早期対処のための対策に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び同法第28条第1項の規定に基づき、市立学校における同項の重大事態につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告することです。委員の数は9以内とします。

次に、改正条例の附則による大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。委員の報酬額は日額とし、専門委員については医師2万3,000円。医師以外の専門委員1万4,000円。専門委員以外の委員8,900円です。

施行期日は平成27年4月1日です。

次に日程第3（議案第3号）「大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）の意見聴取について」を説明いたします。

こちらは、大和市いじめ問題再調査会が市長部局に設置されるにあたり、大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）について、市長から教育委員会の意見を聴取されたものです。

いじめ防止基本方針においてもご説明しましたが、大和市いじめ問題再調査会は法に基づき、教育委員会や学校が行ったいじめの重大事態の調査結果について、市長が必要と認めた場合に再調査を行うための附属機関です。

附属機関の名称は、大和市いじめ問題再調査会です。

設置目的は、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告することです。

委員の数は5以内とします。委員は弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者、その他市長が必要と認めた者で組織します。

委員の報酬額は日額とし、医師は2万3,000円。医師以外の委員は1万4,000円とします。施行期日は平成27年4月1日です。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、

日程第1で審議いただいた大和市いじめ防止基本方針に沿った内容となっていることから、意見聴取に対しては特段の意見がない旨の回答案をご用意しております。

○青 蔭 　　ただいま細部説明が終わりました。ご意見等がございましたら、よろし  
委員長□ くお願いします。

○鈴 木 　　報酬の額が3種類ありますが、この根拠を教えてください。  
委 員□

○久津間 　　まず、専門委員については、重大事態が起きたときに調査等に当たって  
指導室長□ いただく委員となります。調査については、事実関係だけではなく、重大  
事態に至るまでの過程を丁寧に探ったり、自殺に追い込まれた心理状況を  
解明したり、防止策を打ち立てたりします。

特に医師については、医学的な見地から、例えばストレス障害の有無など、子ども自身にどのような要因があったのか、家庭的な部分、個人的な部分、様々な視点から、重大事態への影響を分析・評価していくという、大変重い職責を担うこととなります。これは医師でなくてはできない職務と考えております。

こういった重い職責を担っていただくことを考慮し、本市の他の審議会委員において同様の職責を担っている医師の報酬と同額としたものです。

また、医師以外の委員についても、重大事態発生時にはどのようないじめがあったのか、どのような児童・生徒の関わりがあったのか。被害を受けた児童・生徒は、それをどのように受け止めていたのかなど、多方面から判断していくこととなります。膨大な証拠の中から事実関係等を丁寧に拾い上げ、事実を適確に認定し、報告していただく必要があります。このような重大な職責を担っていくことを考慮し、本市の他の審議会において同様の職責を担っていただいている委員の報酬額と同額としたものです。

それ以外の委員については、定例の会議を中心に出席いただく学校の保護者の方の報酬となります。こちらも、本市の他の審議会の委員と同額としております。

○鈴 木 　　弁護士、医師、臨床心理士、それぞれライセンスがありますが、その差

委員□ をどのように見るかということだと思います。そういう意味では、子どものいじめについては臨床心理士も大変な重責を担うのではないかと私は思います。

○石川 委員 彼の審議会と同じということで2万3,000円、1万4,000円、8,900円といった3段階としておりますが、条例ができればインターネットで開示され、比較することができるようになります。最終的な審議会の責任は医師がとるのかということになりますと、基本的には審議会の委員の責任は皆同じであると思います。高度なライセンスを持っているからということで、ある程度の差は必要かもしれませんが、一般の委員さんと比較して2倍以上の差があることは、社会通念上、少し厳しいのではないかと思います。

特に弁護士については、基本方針では弁護士、医師という記載の順番になっています。それが条例では医師が一番先に定められ、金額が2万3,000円となりますと、整合性が図れているのかと疑問を感じます。

確かに、医師は診断ができますので、病的な面についての判断はするのですが、臨床心理士であっても何らかの判断をすることはあると思います。この報酬額を市民が見た時に、疑問に思うのではないではないでしょうか。

○青蔭 委員長□ 坂本部長、他の審議会の事例があれば紹介してください。

○坂本 委員 具体的なものは手元にはございませんが、既にこの金額につきましては教育部長 他の委員会等で明示されているものです。この金額以外で設定をしますと、いじめ問題関係だけが大和市の非常勤特別職の報酬の中で異質なものになってしまいます。今、両委員がおっしゃった疑問はよく分かりますが、既に他の審議会においてこの金額をお支払いしているということが事実としてあるということでございます。

○鈴木 委員 私はPh.Dで、Doctor of Philosophyというライセンスを持っています。医師はMedical Doctorです。医師も弁護士も臨床心理士もそれぞれライセンスを持っています。特にいじめに関しては、それぞれの職責は同等なのではないかと思います。

- 坂本 教育部長 毎年、非常勤特別職の報酬に関して変更の要素がないか庁内で検討を行っておりますので、そのようなご意見があったことは条例の所管課に伝えることはできますが、他の部署からそのような要望があまりないとすると、教育委員会だけからの申出ということでは、ご意見は反映されない可能性がございます。ただ、そのようなご意見をいただいたことは、伝えていきたいと思っております。
- 石川 委員 基本方針では、弁護士、医師、臨床心理士という順番で記載されていましたが、条例の規定との整合性は問題ないのでしょうか。
- 坂本 教育部長 そこに関しては先ほど久津間室長から申し上げましたように、国や神奈川県等の順番等も参酌してこの形にはなっております。もし教育委員のご意見でこの順番は入れ換えた方がよいということであれば、基本方針の記載の順番については医師を一番初めにしたいと思えます。
- 久津間 指導室長 国や県の方針を再度確認したうえで検討したいと思えます。
- 青蔭 委員長 もう一度検討なさるとのことですね。
- 石川 委員 本当はそのような順番もフラットであるべきだと思います。
- 青蔭 委員長 この点については、他にも文言の整理がございますので、併せて検討してもらおうということではいかがでしょうか。
- 石川 委員 それほど固執しているわけではございません。
- 篠田 委員 委員の任期はどのようになるのでしょうか。重大事態が起きたときだけ開催するのか、定期的で開催するのか教えてください。
- 久津間 指導室長 いじめ問題対策調査会については、全員で集まる定例会を2回予定しております。重大事態が発生した場合は、随時専門委員の方に集まっていたいで会議を開催します。
- 任期は2年で、再任は妨げないこととする予定です。
- 石川 委員 基本方針を先ほど検討しており、方針に則った条例案となっておりますので、原案のとおりでよろしいのではないかと思います。

○鈴木 確認ですが、この条例については地方教育行政法の改正とは整合はとれているのでしょうか。特に市長部局との関連も含めて検討をされているのでしょうか。

○久津間 法に則って設置するもので、整合は図られています。  
指導室長

○青 蔭 委員の任期については、どこかに明記するのでしょうか。  
委員長

○久津間 条例案が議会で承認された後、規則によって定めていきたいと考えております。3月定例会で審議いただくことを予定しております。  
指導室長

○青 蔭 分かりました。そのときに議論をしたいと思います。  
委員長 よろしいでしょうか。

他にないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより議案第2号、第3号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということでございますので、議案第2号、第3号は可決いたしました。  
委員長

ここで日程を変更し、議案を1件追加いたします。

日程第4(報告第1号)「大和市教育委員会職員の人事異動について」でございますが、議事運営上、「その他」の後に審議することにいたします。

◎その他

○青 蔭 それでは、その他に入ります。  
委員長 各課で報告事項がございましたら、順次報告をお願いします。

大和市学校教育基本計画・後期実施計画について、深谷教育研究所長。

○深 谷 学校教育基本計画は、第8次大和市総合計画に掲げられた「健康創造都市やまと」の実現に向け、新たな時代にふさわしい学校教育を推進していくことを目的にして、平成23年度に策定し冊子にまとめております。  
教育研究所 長

計画の期間は、第8次総合計画との整合を図りまして、24年度から30年度までの7年間としております。

さらにその中を24年度から26年度までの3年間の前期、27年度から30年度までの4年間の後期として実施計画を策定し進行管理をしてまいりましたが、今年度は前期の計画期間が満了することから、後期の具体的な実施計画の策定を行ってまいりました。

策定作業につきましては、教育総務課と教育研究所が事務局を務めます大和市学校教育基本計画推進会議を組織して進めてまいりました。

目標と施策につきましては、8月の自己点検評価の際、成果を計る指標が目標に合致しているか、見直しが必要なものもあるのではないかとのご意見をいただいておりますが、今回は7年間の取組の後半ということで、前期のものを継承しております。

見直しにつきましては31年度からの次の基本計画を策定する際に検討を行う予定です。

では、基本目標を達成するために後期実施計画に掲載する4点の施策の方向に位置づけた50の事業の中の主なものとして、新しく掲載する事業4点、充実させる事業3点についてご報告いたします。

まず、新しく掲載する事業の1点目、学力向上対策の推進です。

これは指導室の事業で、具体的には放課後寺子屋やまとの実施と、それに付随するコーディネーターによる教員の指導力向上への支援となります。

既に今年度6校で先行実施をしておりまして、来年度からは市内の小学校19校で実施予定であり、以降30年度まで同様に進める計画です。

2点目は、保健給食課の事業、食物アレルギー対応とエピペンの研修会です。子ども達の命を守るため、児童・生徒がアナフィラシーショックを発症した際、教職員が適切な対応をとれる知識、技術を身につけるための研修会を開催してまいります。

3点目は、通学区域設定・変更事務です。学校教育課の事業で、基本方針を今後策定し、学校規模の格差を是正し、学区の適正化、学習環境の均等化を図ってまいります。

4点目は、情報モラル教育支援です。教育研究所の事業で、情報社会が持つ便利さと危険性の両面の中で、今問題となっている危険性の部分、インターネット上のトラブルや健康被害など、情報モラルに関する実態について調査し、その結果を基にした出前授業や保護者向けの研修会を実施し、さらにインターネット上の書き込みなどのトラブル対応について専門知識を持った業者に委託して行ってまいります。

次に充実させていく事業をご説明いたします。1点目は、学校図書館教育の推進です。

指導室の事業で、前期の3年間は図書館の司書配置に取り組んでまいりましたが、後期ではさらに昨年度から配置しております学校図書館スーパーバイザーによる学校訪問を続けていくことで、図書館活用の推進と図書館環境の質の向上を図ってまいります。

図書館の蔵書管理の電算化も盛り込みまして、業務の効率化と読書傾向の把握などのデータ活用により、読書指導のさらなる推進を図ってまいります。

2点目は、不登校・いじめ対策で、同じく指導室が担当する事業です。前期の事業に加え、後期では先ほどの議案にもありましたとおり、全小学校へ児童支援中核教諭を配置するとともに、全小・中学校28校で集団アセスメントの取組を行ってまいります。

最後に英語教育の推進です。同じく指導室の事業です。中学校への英語指導助手（AET）、小学校への外国語活動指導助手（ALT）の配置をさらに充実させ、ALTを1名増員し、現在の5、6年生の35時間だけでなく、3、4年生にもALTが入った授業を15時間展開し、さらにその支援を行う英語教育スーパーバイザーを配置していきます。

以上7点が後期計画の中の新規に掲載する事業と充実する事業の主なものとなります。

この実施計画につきましては、現在進行している学校教育基本計画「未来へのまなざし」の後半部分と差し替えまして、後期分の計画としてまとめ、来年度より実施していく予定であります。

○青 蔭      ありがとうございます。ただいまご説明がございましたが、ご質問等は

- 委員長    ございますか。
- 鈴木    とても良くまとまっていると思います。
- 委員    次に報告される情報モラル実態調査に関連しますが、情報モラル教育支援として、来年度は1回ずつ研修を行う予定となっております。研修を何回か実施すればいいというものではありませんが、実態調査の結果を考慮して、事業内容を充実させることはできないでしょうか。
- 深谷    予算で要望しているところでございます。予算の範囲内でできる限りや  
教育研究    っていきたいと思っております。
- 所長
- 石川    先ほどのいじめ防止基本方針に関わって、児童支援中核教諭を小学校全  
委員    校に配置していこうということですが、この人的配置については、市の予算で行うということでしょうか。それとも県や国の予算となるのでしょうか。
- 久津間    児童支援中核教諭の配置を全校で行う予定でおりますが、そのためには  
指導室長    児童支援中核教諭の授業を代替する非常勤講師を各学校に配置する必要があります。非常勤講師の配置については市費で9校、残りは県費の非常勤職員を活用したいと考えております。
- 石川    英語指導については、やはり進めていかなければいけないと思いた  
委員    すが、ALTなど指導者に対する指導はどのようになっているのでしょうか。以前、私が教員をしていた頃は、学校教育に精通した方から一般の方に近い方まで、指導者の資質に個人差があったように思います。採用の基準や採用後の指導はどのようにしているのでしょうか。
- 久津間    ALT、AETは指導室で面接等をしてはいますが、良い人材を確保できる  
指導室長    よう採用を行っております。
- また、ALTの指導につきましては、今年度から配置した英語教育スーパーバイザーが指導を行っております。確かに、これまではスーパーバイズする職員がいなかったという現状がありましたが、今後は、英語教育スーパーバイザーが中心となり、ALTなどの全体的な指導をするとともに、大和市の英語教育のあり方等を考えていく、そのような動きをつくっていきたいと思っております。

○篠田 委員 充実事業の中の学校図書館教育において電算化による業務の効率化とデータ活用の推進が記載されています。各学校で電算化はどのくらい進んでいて、どのくらいを目途に終了する予定なのでしょうか。

○久津間 指導室長 電算化については、この4月から運用ができるよう、各学校で準備を進めております。

昨日、司書の担当者会がありましたが、各学校の協力を得て蔵書へのバーコードの貼り付けなどが行われており、電算化の準備が着々と進んでいる状況でございます。

○篠田 委員 分かりました。それによって子ども達の貸し出し状況が分かる以外には、どのような利点があるのでしょうか。

○久津間 指導室長 データ処理ができますので、貸し出し状況の把握ができます。さらに、子ども達に貸し出しするときの手間が少なくなります。今、図書館が子ども達の居場所になっていて、貸し出しに長蛇の列ができていた学校も多々ありますが、その処理のスピードを早くすることができます。

また、司書にとっては蔵書の管理が便利になります。

さらに電算化の大きな効果として、検索ができることがあります。子どもが読みたい本を探すだけでなく、調べ学習などで情報を得たいと思ったときに的確な情報がすぐにつかめる、そういった効果があります。

○石川 委員 学校教育課の所管の通学区域設定・変更事務については、大和市が抱える非常に大きな問題だと思います。多少、学区を変更する程度ではなかなか解決できない状況にあります。かといって、学校の位置をずらすわけにはいきません。実施計画としては、通学区域の弾力的運用が記載されていますが、弾力的運用だけで対応できるのかどうかということもあります。今後、具体的にどのような形で進めていくのでしょうか。

○犬塚 学校 教育課長 まず、適正な学校規模がどれくらいなのかという発想からスタートしたいと思います。最近、文科省が通学距離について60年ぶりに指針を変えました。今まで小学校4km、中学校6kmだったものを、交通手段を使って1時間程度までとしております。これは、基本的には過疎地域の小・中学校を統廃合していくための変更と捉えておりますが、その背景には、学校は子どもの数が少なすぎると集団的な教育ができないということがござい

ます。一方で、子どもの数が増えすぎる校舎が足りなくなるといった問題が生じます。ですから、まず大和市において適正な学校規模はどれぐらいかを検討して、それに対して下回る学校、上回る学校についてどのような対策を講じていくか検討していきます。その手法として学区の変更や校舎の増築、通学区域の弾力的運用による児童・生徒数の適正化などの選択肢があると思います。そのような基本方針を策定したいと考えております。

○石川 委員 30年度を目標に適正化を図っていこうと考えているのでしょうか。学区を変更するとなると、30年度までに実施することは難しいように思います。その辺りの目標については、どのように考えているのでしょうか。

○犬塚 学校 学校教育基本計画の計画年度が30年度までとなっておりますので、あたかも30年度までに完了するよう見えてしまっていますが、そうではありません。先ほど申し上げたとおり、方針を策定したうえで、適正な学校規模から外れる学校について対策を講じていくこととなりますので、最終的には30年度以降となる可能性もあると思います。また、この計画には現れていませんが、対策については学校ごとに検討することになりますので、学校によって完了する年度が変わることになると思います。

○石川 委員 何年までにどのようなことを検討するといった、ある程度の目標が必要だと思いますが、いかがですか。

○犬塚 学校 教育課長 ご意見をいただきましたので、今後しっかりと整理したいと思います。

○柿本 教育長 学区の課題は大変大きな課題です。さまざまな角度から検討する必要がありますので、学校教育課で検討組織を設置したうえで、基本的な考え方を立案しようとしております。

その考え方については、形になったところで委員の皆様にご提案していきたいと思っております。ただ、本当に大きな課題ですので、教育委員会だけで決められる問題でもありません。地域住民の皆様のご意見も伺いながら進めていかなければいけないことですので、計画的かつ慎重に取り組んでいきたいと思っております。

○青蔭 他によろしいでしょうか。

委員長 続きます、「情報モラル実態調査の実施結果について」、深谷教育研究所長。

○深谷 情報モラル教育支援事業につきましては、先ほどの実施計画の中で新しく掲載する事業としてご説明したもので、今年度より予算化をして、業者委託により実施したものです

調査は、市内の公立小学校の4年生から6年生の全児童と保護者、中学校1年生から3年生の全生徒と保護者を対象に行っております。本日お示しするデータは、調査結果を市の全体の傾向としてまとめたものです。

「実態調査からみえる児童生徒の傾向」では、スマートフォンの所持率が6年生から中学校1年生の間に大幅に上昇することが分かります。家族との共用も含めた利用率ですが、小学校5年で半数、中学生で6割となっていました。

利用のルールについては、スマートフォンの利用率が上がる高学年から中学生にいくに従い、「特に決めていない」の割合が上昇しています。

また、利用時間については小学生から長時間化しており、平日で2時間以上の使用は小学生で4割。4時間以上と答えた小学生も1割おりました。

さらに中学生の2時間以上の利用は平日で5割、休日の場合は7割に上がりまして、さらに休日に4時間以上と答えた中学生も2割近くおりました。

同じ項目に対する保護者の調査結果を見ると、子どもが回答した時間数よりも少なく回答しており、保護者が我が子の利用実態を把握できていないことも明らかになりました。

また、小中学校全体で278人がインターネットで知り合った人に会いに行ったことがあると回答しているという心配な実態も見えてきました。

学校ごとの詳しい結果については、各学校にファイルの形で送付しております。学校では現在、この調査結果を基に教職員が児童・生徒を指導したり、中学校では出前授業を行ったり、教職員向けの研修会を行政に依頼したり、保護者向けの研修会を開いたりして、児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員の研修に取り組んでおります。

今後、情報機器や情報社会はさらに発達することと思います。先ほどの議案第1号のいじめ防止方針の未然防止の取組の中にもありましたとおり、情報社会が持つ便利さと危険性の両面を理解させ、正しい判断力を持って安全に情報社会に参画していく機会をつくるためにも、情報モラル教育は保護者も含めてさらに重要となってくると考えます。

子ども達の情報機器の所持率や利用状況は年々変化していきますので、実態調査を継続し、各学校で子ども達の傾向をその時々でつかみ、課題を整理した上で具体的な指導に生かせるようにしていきたいと考えております。

また、教育研究所の調査研究部会では昨年度と今年度の2年間で、研究員の教職員5人と指導講師の大学の教授と指導主事とで研究を進めまして、児童生徒の発達段階に合わせて取り組める情報モラルに関する指導資料を作成し、来年度初めに各校に配布する予定です。

併せて、今年度、整備したタブレット型コンピュータや電子黒板の授業活用も進めながら、便利な情報機器を有効に使い、考え合い、表現する授業を広げることにより学力向上も目指していきたいと考えます。

○青 蔭 質疑等がございましたら、お願いいたします。

委員長

○石 川 情報機器の使用率がどんどん上がってきていて、ここ数年でまた上がっていくと思います。また、新しいソフトの開発により、いろいろなことができるようになりましたが、私も含めて、その変化に教員がついていけない状況があると思います。「えっ、そんなことができるの」ということがたくさんあります。便利な反面、非常に恐ろしいことになる可能性がありますので、その辺りを子ども達がしっかりと判断できるようにしていかなければなりません。

教員の研修会も含めて今後さらに取り組みを進めていかないと、さらに難しい状況が出てくる可能性がありますので、積極的な取組をお願いしたいと思います。

○鈴 木 私も石川委員と同様の考えを持っております。マスコミで言われているようなことは都会のことだろうと、大和は違うだろうと思っていました

が、全く同じ状況であることがこの調査によって分かりました。せっかくこのようなデータが得られたのですから、これをいかに生かしていくかが大事です。本来は携帯やスマートフォンについては、親が家庭で教育することが一番大事だと思いますが、学校でも、保護者向けの講習会などを行えばいけない時代になったのではないかとも思います。各学校にデータを提供し、学校ごとに指導してほしいと思っております。

○篠田委員 4年生から実態調査をしたということですが、利用率が急激に増える中で、既に半数以上の児童が利用しているということです。今後、3年生への拡大も検討するとのことですが、ゲームでもインターネットが使えることを考えると、小学校に入った段階で指導していく必要があると思えました。

持ち始めたときに、楽しくていろいろ使いたくなってしまいますので、その時期から保護者への啓発と子ども達への指導ができれば良いのではないかと思います。

○柿本教育長 とても重要な問題を数多く含んでいる調査結果と受け止めております。特にスマートフォンやゲームについてはほとんど歯止めが効かない様相になってきております。自宅で平日に2時間から4時間というお子さんたちが5割に達するという状況がございますが、全国学力・学習状況調査の中で大和市の児童・生徒は家庭学習の時間が短いという結果と合わせますと、これは大きな問題ではないかと思っております。

市P連の会合に出席した際に、この件についても報告をいたしました。家庭と学校が協力して、子ども達の生活をどう組み立てていくのかという視点で、学校では情報機器の危険な面と活用という2側面を教えていくことが求められています。

子ども達の将来が豊かになるような利用の仕方と併せて、危険な利用はしないといったことを徹底して教えていくためには、家庭はもちろんのこと、学校、そして学校の教員だけでは指導しきれない部分を専門的な知識を持った業者と連携して指導していく必要があります。

これからも続く課題でございますので、注視をしていきたいと思っております。

○青 蔭 お子さんが子ども部屋で寝ていると親は思っている、実は窓から出て  
委員長 補導されてしまった。お母さんに電話をしたら、「うちの子は寝ていま  
す」と言ったけれど、部屋に行ってみたら子どもはいなかったということ  
もあります。子どもとの会話を親が求めても、関係が難しい時期です。ま  
た、見るなどと言われれば見たくなるのが人間の心境で、入るなどというところ  
には入りたくなります。大人がスキー場で危険地域だと書いてあっても、  
そこに入って行って、なおかつ救助を求めるという世の中です。あのよう  
な報道を見ますと、我々大人もしっかりとした態度を示していかなければ  
いけないと思いました。

他にございませんでしょうか。

委員から何か他にございますか。

特にないようでございますので、2月の会議の日程を申し上げます。

2月定例会は、2月5日木曜日、午前9時から予定しております

続きます。先ほど日程変更いたしました日程第4（報告第1号）でご  
ざいますが、人事案件でございますので審議を非公開とさせていただきます  
。異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○青 蔭 異議なしということですので、日程第4は非公開とさせていただきます  
委員長 す。関係者以外の退出をお願い申し上げます。

なお、関係者として教育部長、教育総務課長を指定いたします。それ  
では暫時休憩といたします。

（休 憩）

（非公開の審議）

◎閉 会

○青 蔭 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員長 これにて、教育委員会1月定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時41分